

内閣府独立行政法人評価等のための  
有識者懇談会  
第20回議事録

内閣府大臣官房政策評価広報課

## 内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会議事次第（第20回）

日 時：令和元年8月5日（月）14:00～15:30

場 所：中央合同庁舎第8号館4階426会議室

開 会

- 1.（独）国立公文書館の平成30年度における年度評価案について
- 2.（独）北方領土問題対策協会の平成30年度における年度評価案について
3. その他（今後の予定等）

閉 会

○笹川課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第20回「内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会」を開催いたします。

今回も、前回と同様に、電子会議システムを活用いたしまして議事を進めたいと思います。電子会議システムの操作方法に不明な点がございましたら、事務局までお尋ねください。

議事に入ります前に、当府において人事異動がございましたので、紹介いたします。

田中審議官が7月9日付で異動いたしまして、同日付で林審議官が着任いたしました。

審議官、一言御挨拶をお願いいたします。

○林審議官 田中の後任といたしまして、7月9日付で大臣官房審議官を拝命しました林でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また大変暑い中、本日はお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

本懇談会につきましては、内閣府が所管する独立行政法人、具体的には、国立公文書館、そして北方領土問題対策協会、その2つにつきまして、業績の評価が適正に行われているかどうか、有識者の皆様にご意見を伺いますために開催するものでございます。

御存じのように、国立公文書館では、特定歴史公文書等につきまして、国民のニーズを踏まえた魅力的な展示会を開催したり、あるいはウェブサイトでデジタル展示を公開するなど、その利用の促進に努めているところでございます。

また、北方領土問題対策協会では、引き続き北方領土問題等について国民世論の喚起、また北方四島とのビザなし交流や元島民の航空機による特別墓参等の事業を行っているところでございます。

本日は、このような活動を行っております2つの独立行政法人の「平成30年度業務実績の評価案」がまとまりましたので、担当部局から説明をいたさせますが、忌憚のない御意見を先生方から賜れば幸いです。

本懇談会で御理解を得られました後に、評価案を両独立行政法人に通知するとともに、公表いたしたいと考えております。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

○笹川課長 それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、田辺座長のほうからよろしく願いいたします。

○田辺座長 それでは、本日は、国立公文書館と北方問題対策協会の「平成30年度業務実績の評価案」について審議することとなっております。初めに、国立公文書館について、富永公文書管理課長より御説明をお願いいたします。

では、よろしく願いいたします。

○富永公文書管理課長 内閣府におきまして、公文書管理課長として国立公文書館の事務に携わっております富永と申します。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

先ほど御紹介にありましたとおり、国立公文書館は、現在、北の丸本館とつくば分館がございますけれども、行政機関等から歴史的に重要な文書の移管を受けまして、適切に保存し、国民の皆様の利用に供するというところで、日々業務に努めているところでございます。

本日は、平成30年度の業務実績につきまして、資料1-1で緑に色をつけておりますが、国立公文書館から自己評価Aということで登録があった事項について御説明したいと思っております。

なお、今回、自己評価それぞれの項目について、いずれも国立公文書館からはAかBというどちらかで登録がございましたけれども、内閣府でも確認しました結果、いずれも国立公文書館の自己評価どおりの評価とさせていただきます。

まず最初に、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」ということで、1の(1)の「行政文書等の管理に関する適切な措置」でございます。主な評価項目といたしましては、数値目標といたしましてレコードスケジュール、これはそれぞれの行政文書ファイル等が保存期間を満了したときに国立公文書館に移管するのか、あるいは廃棄するのかということをおおきく設定いたしますけれども、その設定の際に、内閣府公文書管理課及び国立公文書館でチェックするというところを行っております。

平成30年度はこのレコードスケジュール確認の数値目標を350万件以上で設定いたしました。また、それ以外にも、内閣府に対する様々な基準等の運用及び改善について支援を行うこと、また、中間書庫業務の実施というようなことを併せて行っております。

次に、こちらの実績でございますけれども、設定いたしました数値目標に係るところでは、レコードスケジュールについて、そのチェックの際の専門的技術的助言ということで、354万件を達成いたしました。これは、数値目標を若干上回るぐらいのところまで達成しております。

また、レコードスケジュール以外の事項につきまして、まず、これは昨年、あるいは一昨年と公文書管理をめぐる様々な議論が、これは政府もそうですし、国民の中でなされたということをおおきく踏まえまして、様々な制度的な改善がなされたということで、この1~2年につきましては業務が大分変わってきたというようなフェーズにあったかと認識しております。

具体的には、平成29年に行政文書の管理に関するガイドラインを改正いたしまして、さらに、平成30年に公文書管理について関係閣僚会議が設置され、そこで様々な公文書管理の改善方策についての御指示をいただくということに至っておるわけでございます。内閣府の公文書管理課におきましても、所要の対応を行っているところでございますけれども、国立公文書館においても、この新しいルールをおおきく踏まえた様々な運用、あるいは新しい取組を行う必要が出てまいりました。

特にわかりやすい例として、公文書監察室という組織が新たに昨年の9月に内閣府に設置されました。こちらは、全く今までなかった組織でございます。公文書監察室として、

各行政機関、地方の支部部局も含めまして、直接この監察室の職員が各行政機関に出向いて文書の管理や保存の状況について確認し、意見交換を行うというような体制がスタートしてございます。

これにつきまして、専門的な見地からこれをサポートするというので、この公文書監察室が行う実態調査に国立公文書館職員が実際に同行するというような形で協力を行ったところでございます。

代表とすればそのような例がございますけれども、数値目標だけではなく、そういう全体的な公文書管理の制度の色々な進み具合も勘案しまして、国立公文書館の自己評価Aということに対しまして、我々もAということで評価を行ったものでございます。

続きまして、5のイの「利用の促進に関する措置」の「i）展示等の実施」というところでございます。こちらにつきましては、数値目標として、展示会の入場者数の目標を4万5000人以上で設定いたしました。あわせて、それぞれの展示会につきましても、国民のニーズを踏まえて魅力のある質の高い展示を実施するという目標を立ててございます。

この目標に対しまして、年間通じ入場者数が6万2840人ということで、かなり数値目標を上回る成果を達成できております。

回数的には、特別展を2回、企画展を6回、デジタル展示1回、館外展を1回ということで精力的に実施いたしております。

また、展示の内容につきましても、外部の意見を参考に実施しているということもあり、数値目標をかなり高い水準で達成できていると思います。その要因といたしましては、一つは、昨年が明治に改元されてから150年ということで、政府を挙げて明治150年の取組というのを行ってまいりました。国立公文書館におきましても、明治時代に関係するような文書を多数所蔵してございますので、展示におきましても、特に明治150年を記念する展示会も開催いたしましたし、年間を通じて明治というテーマに触れられるような展示に努めたということが国民の皆様非常に御理解いただけたということがあると思っています。

もう一つは、先ほど外部の意見も参考にしながらと申し上げましたけれども、まさにその工夫といたしまして、それぞれの展示会において、例えば体験型のイベントとして謎解きのゲームのようなものをお配りして、展示を見ながら楽しんでいただくというようなことでありますとか、夜間に開催をして、そこで光を使ったプロジェクションマッピングを行って、国民の皆様に関心を持っていただくという取組を積極的に行った結果もあり、このような達成状況となっております。

以上をもちまして、我々としても、国立公文書館の自己評価どおり、A評価とつけた次第でございます。

次の項目でございますが、10のウの「国際的な活動への参加・貢献」というところでございます。こちらにつきましては、数値目標としましては、発表を行った国際会議等の数を2回以上ということにしてございます。また、それ以外の項目として、情報の発信・収集、また諸外国の公文書館等との相互協力等について書いてございます。

まず、数値目標につきましては2回ということで、この回数の多いか少ないかということはあるかと思いますが、結果的に3回発表を行ったということで、国際会議の数自体がそんなに大量にあるわけではございませんので、これは積極的に発表に出かけていった結果と受けとめてございます。

また、特に今回A評価となった要因といたしましては、個別の国際協力として、以前、日系企業でオーストラリアに事務所を構えて、その後、日本に引き揚げてきたような企業の記録がオーストラリア国立公文書館で所蔵されておりましたところ、これを日本の国立公文書館に寄贈していただくということで、覚書というものを行ってございます。その寄贈式典に両国の関係閣僚が出席するなど、非常に両国で意義のある取組だということで、両国政府挙げて支援を行ってきたということでございます。

また、もう一つの例としまして、ベトナム国家記録アーカイブズ局がございますけれども、今後、交流または協力を進めていきたいと思いますということで、こちらも、取り交わした覚書に基づき日本とベトナムの交流についてウェブサイトで紹介していくというような取組を進めたということがございます。

これらの結果に結びついた実例があったということも踏まえまして、我々といたしましてもA評価をつけたものでございます。

次に、11の(3)の「研修の実施その他の人材の養成に関する措置」でございます。まず、数値目標でございますけれども、年間延べ受講者数、これは国立公文書館で年間を通じて行っている研修の外部からの受講者ということでございます。

この目標につきましては、1,500人以上ということで設定してございました。また、それらの研修を受けた方につきましては、アンケートをとりまして、その結果において満足度をとるということも行ってございます。並行して、逆に外部の研修会へ講師を派遣する、あるいは人材育成という観点から、いわゆる「アーキビスト」と呼んでおりますけれども、文書管理の専門職員を養成するために国立公文書館として取り組んできてございます。

この結果、国立公文書館における研修の受講者数が年間で延べ2,324名ということで、かなり数値目標を上回って達成しております。また、それらの研修で事後アンケートも行っておりますけれども、おおむね受講者の9割以上が満足したということで評価をいただいているということも評価できるところでございます。

これらの研修につきましては、最初の項目で、公文書管理の制度自体がかなり進んできたというようなことを申し上げましたけれども、それを受けて、各行政機関で更に職員へ内容を身につけさせようという動きがあったということも背景にあると思いますけれども、ニーズを的確にとらまえて、国立公文書館でも人材育成を受け入れてきたということは評価できるところでございます。

また、先ほどアーキビストの養成ということで申し上げましたけれども、これも数年前から検討を進めてございました「アーキビストの職務基準書」というものを確定させました。中身は、専門家としてアーキビストという職種にどのような知識が必要なのか、また、

文書管理の様々なフェーズにおいてどういう業務を行うのかをわかりやすくまとめた手引きとなってございます。こちらは基準書としてとりまとめられたということで、これも一つの大きな節目になったということが評価に繋がっているところでございます。

さらに、「アーキビストの職務基準書」が確定したことを受け、今後はこれを広く、例えば、大学等でアーカイブズに関係する勉強をしていらっしゃる学生の方や、これから専門職に就きたいという方に広く学んでいただくということで、大学や各研究機関等で専門家が必要だということに、専門的な知識を持った人々を受け入れるための一つの架け橋になれるように、例えば認証制度みたいなものを設けること等、これから継続して検討していきたいというところでございます。

それから、個別の項目としては最後になりますが、「財務内容の改善に関する事項」の1の「自己収入の増加」というところでございます。先ほど、国民の利用に供するというところで、写しの交付等について収入が発生するということはあるのですが、それ以外にも様々な取組を行いまして、当初の目標につきましては、240万円以上という目標を掲げておったのですが、これに対しまして、実績が1,402万円ということで、かなり数値目標を超えて取組の成果があったというところでございます。

ちなみに、ここまで成果が上がった最大の功労者といえますか、売り上げが大きかったのが「平成」のクリアファイルでございまして、小渕官房長官が当時掲げられた「平成」の書をクリアファイルにしまして販売したところ、今年、「令和」の改元があったことに伴いまして、こちらのほうも非常に御好評いただいて、売り上げに貢献したというところがありました。

こちらも、当課としては、国立公文書館の自己評価どおり、A評価をつけさせていただいております。

以上でございますけれども、全15項目中、A評価が5項目、B評価が10項目ということで、全体としてはB評価ということで、資料1-1最下段の総合評価はB評価としてございます。

これも何度も繰り返しになりますけれども、様々な公文書管理をめぐる情勢が変わっていく中で、国立公文書館としても的確に対応して頑張ってきているところでございますので、このBという評価で我々としても妥当と考えてございますので、委員の先生方におかれましても、ぜひ御理解のほどお願いしたいと思います。

私から以上でございます。

○田辺座長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらよろしくお願いたします。

○石川委員 まず1点目なのですが、一番最初の公文書等の管理に関する適切な措置のところの公文書監察室というのは、監察というと何かチェックをするところのイメージなのですが、ここでは「実態調査に協力し」と書いてあったり、派遣されたりとあります。実際この仕事の中身というか、どういうことをされる立場の方がいるのかとい

うことを教えていただきたいです。

それから2点目ですが、利用促進に関する措置なのですけれども、平成30年度に企画展として、明治の150周年をやってよかったということを言われていたと記憶しております。また今年度については、これは評価とは関係ないのですけれども、頑張っただけなので、今どんなことに実際取り組まれているのかということをお教えください。

それから、3つ目は研修についてです。各機関ということをおっしゃっていたのですけれども、その受講者というのは具体的にどういう人たちを受け入れておられるのか教えてください。あと、どんな人を受け入れてどんな研修が行われているかということと、お時間どれぐらいとられているのかなども。例えば3日間の研修で、宿泊も伴っているのかなどですか、相当な人数を受け入れておられるようなので、そのあたりをお教えいただけますか。

あと、4つ目なのですけれども、「平成」のファイルが人気であることを伺っておりまして、気になっておりましたので、あわせて、「令和」のファイルというのがあるのかどうかをお教えいただけますか。

以上です。

○田辺座長 では、4つ御質問ございますので、お願いいたします。

○富永公文書管理課長 ありがとうございます。順番に、まず私からお答えいたしまして、国立公文書館からも、もし補足があればその後お願いしたいと思います。

まず、1点目に御指摘いただきました公文書監察室の業務でございますけれども、こちら、室名が「監察室」となっておりますけれども、イメージとしては、何か乗り込んでチェックして摘発するというようなイメージではございませんで、どちらかというところ、現場の状況を伺いながら、紛失等の細かい事案は実際ございますので、そういうことを伺いながら、それで何か罰するというよりは、再発防止するためにはどういう具体的なやり方があるのかということを少し専門的な経験等を踏まえて我々からアドバイスをし、全体の底上げに繋げていくというようなイメージで取り組んでいるところでございます。

したがって、この公文書監察室の職員もそういう視点で、確認からアドバイスに至るところまで、色々話をしますし、同行する国立公文書館職員については、どちらかというところ、アドバイスのところで、色々相談に乗ってもらっているということで、公文書監察室、そして国立公文書館で、各省も結局、自分の役所で作っているファイルを保存期間が終わったら国立公文書館に移管するわけでございますので、その際にお互い、移管する前から現場の職員と国立公文書館の担当者が意思疎通することは非常に貴重な経験ですので、そういうところで先々の業務改善に繋げていきたいというイメージで来てもらっているところでございます。

それから、2番目の展示のところでございます。去年は明治150年というのが10月に当たったものですから、春ごろからそこに向けて集中的にいろんな展示をやっていたというような経緯がございます。今年につきましては、改元が5月にございまして、明治150年に



比べますと、年間通じて改元に関係するということを行っているわけではございませんが、今後、夏から秋にかけては皇室関係の展示というものも検討しておりまして、やはりこういう年でございますので、そこに関連するようなことは年度の後半には実施していきたいと考えております。

それから、これは展示会ということではございませんが、先ほどの4点目にも若干関係しますけれども、令和につきましては、菅官房長官が掲げられました「令和」の書のレプリカ、これは内閣府が作成したものですけれども、国立公文書館へ貸与を行い、5月の改元後、速やかに常設展示という形で、今でも北の丸本館で見られるようになってございますので、そちらはかなりマスコミからも当初注目を浴びましたし、来館者の方々にも常時見られるような形で展示しております。

それから、3点目の研修でございますけれども、御指摘のとおり、同じ研修をずっとやっているというわけではございませんで、ターゲットを決めて、それぞれターゲット別に、内容も易しいものから難しいものまであり、コマ数や期間につきましても短いものから長いものまで、大きく3つぐらいに分けて実施しているところでございます。

なので、その内容によっては、初級レベルのものであれば各省庁の文書管理をやり始めたような職員の方に来てもらう等、一番長いものは数日間にわたるようなものがございしますので、そういうものは、長く公文書管理業務をやってこられて、さらに本当に専門家としてステップアップしたいといったような人を対象に受け入れているものでございます。

最後の「令和」のクリアファイルにつきましては、まだ改元して間もないということで、元々の書は内閣府で現在保管してございまして、当面の間は少し静かに置いておきたいというような話があります。国立公文書館でレプリカを展示はしておるのですけれども、余りこういう形で売り物にするというのはもう少し待ってくれ、というような話があるため、待っているというところでございます。

何か補足があればお願いします。

○山口国立公文書館次長 国立公文書館の山口と申します。お世話になります。

大した内容ではございませんが、まず展示に関しましては、今年度はやはり改元、天皇陛下の御即位もございしますので、まず春の特別展で、江戸時代の天皇ということで、江戸時代の天皇関係の資料を展示しました。この展示会を、御在位30周年の奉祝行事に登録して開催しました。

今後は、秋にまた特別展というのがございまして、これはまさに天皇陛下御即位記念ということで、明治以降の行幸関係の展示会を開催する予定です。今のところ、10月5日から11月10日まで、即位礼正殿の儀を間にはさんだ前後に開催する予定です。

また、研修に関しましては、先ほど課長から話がありまして、例えば行政機関向けでは、公文書管理研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲというレベル分けをしております。公文書管理研修Ⅰは、各省庁の文書管理実務の初任者を対象に1回半日を年間で5回、あと独法関係でまた3回実施しております。公文書管理研修Ⅱが文書管理実務担当者を対象にして3日間、

年間2回実施しております。さらに公文書管理研修Ⅲになると、文書管理実務担当者の資質の向上を図るものとして、こちらは年間で1週間の研修を3回実施しております。

なお、各省庁における文書管理の問題にかなり関心が高まってきたということもあり、今年度からは、今まで、公文書管理研修Ⅰという初任者向けの研修を、半日だったカリキュラムを1日にし、また、東京でしか実施していなかった研修をサテライトで博多、名古屋、仙台と同時に実施するということが実際に行いまして、今後もそういう取組が増えてくると考えております。

また、「令和」のクリアファイルですが、平成になって、大分努力はさせていただいたのですが、今、現用文書で、まだ移管になっていないところ。「平成」の書に関しては国立公文書館に今、実物があって当館の所蔵になっておりますが、「令和」についてはまだ移管されておられませんので、その移管の日を待っているという状況でございます。

以上でございます。

○田辺座長 よろしゅうございますか。

○石川委員 ありがとうございます。多分、私のようなことを質問されるご来場のお客様も結構いらっしゃるのだらうなと思われましたので。

○田辺座長 ほかにございますか。どうぞ。

○大隈委員 それでは、私からもちょっと4点ほど。

1つ目ですが、評価制度が従来と変わりました、Bが標準ですよと。ちゃんとできてBで、すごくすごくいい場合はAですということで、今回、5つ評価ということになっているのですけれども、参考までですが、前年度のA評価が幾つあったかをちょっと後で教えていただければと思います。

2つ目が、5のイの利用の促進の展示等なのですけれども、最後のところに「外部意見聴取等による」と。何かそういうことをされてより魅力的なものになっていかれているのかなと思うのですけれども、もし差し支えなければ、この外部意見って、余り具体名でなくてもいいのですが、どういったところの御意見を参考にされているのか教えていただきたいということです。

3つ目が、やはり研修のことにに関してなのですけれども、研修もおおむね受講者の9割以上が満足ということで、皆様、いい研修をされていると思うのですけれども、アンケートの中で、改善の要望事項等、もし何かそういう御意見があったのであればそれを教えていただけたらなと思います。

そして最後に4番目として、アーキビスト認証制度ということで、これは今後、例えば学生さんとか、広くそちらに拡大ということですが、最終的にはどういった形になるようなのを目指していらっしゃるのかをちょっとざくっと教えていただければと思います。

以上でございます。

○富永公文書管理課長 ありがとうございます。昨年の平成29年度につきましては、A評価が5つございました。

それから、先に最後のアーキビストのところを御紹介しておきたいと思いますが、先ほど、私、「認証制度」ということを申し上げましたが、これもまだいろんな議論がある中での一つのイメージなのですが、例えば資格試験のようなイメージで、この認証を取ると、例えば「〇〇士」という資格を各アーキビスト関連団体が国立公文書館も含めて、資格を付与すると。そうすると、その資格を持っている人は、「〇〇士」や「〇〇コーディネーター」等のように、資格があると就職に有利になったりということがございますので、それに倣って、この人はこういう能力がありますという一つの資格みたいなものにして、全国の色々なところに、今は各都道府県にも公文書館がございますし、研究機関や大学等、そういうところにもアーカイブセンター等がたくさんございます。また、民間でも、これからの研究機関等にも、今でもございますし、そういうところでうまくマッチングができるような形にできないかと考えております。

その後、うまく流れるようになれば、例えば大学等でもアーキビスト養成講座みたいなものを作ってもらって、そこで学んだ人はある程度その資格を取るのを有利にしてあげるというような仕組みを作って、さらにそれを就職へのマッチングに繋げたりすることで志望者も増やせる、また、そういう専門家が欲しいというニーズがあるところにもマッチングできるというような形にうまく流れていけないかということの、まずは第一歩として整理したというものでございますので、今後、実装の中でうまくマッチングができるような形に仕上げていきたいというところでございます。

○山口国立公文書館次長 外部の意見としては、例えば、去年の秋の特別展は明治期の関係資料を展示したのですが、その際には東京大学大学院の五百旗頭教授や法政大学の長井教授と、明治期資料に関する専門的な知見のある方に、どういう展示がふさわしいのかや、どういうものを展示したら国民の皆さんが納得、満足されるだろうか、そういうところを企画の段階からいろいろ御意見いただいたということです。また、広報関係は専門業者をお願いして、特別展は全て、展示の運営から広報物の配布や販売まで広報事業者をお願いするなどの工夫をしました。

○富永公文書管理課長 アンケートは、そんなに自由記述まで全部とっているわけではないので、ここで具体的にお答えするのは難しい面もございますが、実際に研修を受けたり講師をしたりしている経験から申し上げますと、かなり実務的に、例えばファイルを作った際に、起算日との関係で、いつを起算日にすれば良いか、ということについて、現在、4月1日を起算日にして保存するというのがルールですけれども、それを例えば法律の施行時期を考えるとずらせないか等、かなり細かい質問が出たり、終わった後も個別に質問をいただいたりしますので、どちらかという、研修内容に不満というよりは、もう少し実務的なことを知りたいということが多いというのが印象としてはございます。

○大隈委員 ありがとうございます。

○田辺座長 よろしゅうございますか。

何点かあるのですが、1点目は、アーキビストって、文書管理なので、公文書でないわけですよ。民間の文書管理に公文書のところがそこまで御活躍しないといけないものなのかとかいう批判というのは出てこないものですか。ここしかやるところがないというのは何となくイメージできるのですけれども。特にマッチングも、公文書のファイリングシステムとか、民間でやっているファイリングのシステムとか、あと、電子的なその蓄積の仕方とか、かなり違う気がするので、そこはどういうお考えとは言いませんけれども、国立公文書館に聞くよりも、むしろやっている先生に聞いたほうがいいのかもかもしれませんけれども、何かお考え、それから長期的な方針みたいなのがあったら伺いたいなあというのが1点目です。

2点目は、平成のそれは公文書の対象になるわけですよ。ただ、見ていると、要するに、恐らく買っている人は文書として見ているよりも習字として見ているわけで、この違いとは言いませんけれども、どこまで公文書のほうに入れていっているものでしょう。例えば大臣が、お客さん来たときに、ちょっとオフレコですが、こんなもの要らないという習字を書いて渡すのを部屋のところに飾っていったときとかそういう、非常に興味はあるのだけれども、公文書かなというようなものが多々あると思うのですけれども、そこら辺の、収集とは言いませんけれども、国立公文書館のほうに移すときの切り分けというのはどうなっているのだろうというところがあります。

あと、例えば文書ではないと思いますけれども、割と困るのが飾ってある絵とか、やたら高いのだけれども、これ、管理、どこがやるのと言われると、ぎりぎりのところで困るようなものがあるのですが、そういうのというのは公文書というカテゴリーに当たるのでしょうか。また、要らなくなったら移管とか。ありていに申し上げると、東大、やってしまったので。すごく有名な人の絵を、飾ってあるものだろうと、恐らく切り刻んで燃やしてしまったのだろうと思いますけれども、すごく怒られたので、その切り分けとは言いませんが、公文書の対象でないといえばそのとおりのかもしれませんけれども、何かお考えというか、方針みたいなのがあれば、若干後学のために聞いているようなところがありますが、お教えいただければと思います。

○富永公文書管理課長　ありがとうございます。まずは、1点目に御指摘のアーキビストのところでございます。御指摘のとおり、今我々で考えています「アーキビスト」という専門家は、民間の文書を扱うというようなイメージではなくて、あくまでも国立公文書館が扱うような、行政文書を中心にした公的文書を扱う対象としてイメージしてございます。

ただ、その文書管理の手法等、先ほど電子管理の話も少し出てきましたけれども、逆に行政のほうでは、かなりの議論をこれから行おうとしていますけれども、民間に比べてそういうところの取組というのは遅れている部分もございます。なので、民間の文書というよりは、民間の知見もいただきながら、官民一緒になって、公的文書をいかに残していくかということがまず第一歩になるかと思えます。

また、私が説明の中で民間の研究所等を基に申し上げたのは、そういうところもござい

ますし、例えば、専門家になって、民間で民間の文書を扱ったという経験も経た上で、また公的文書のほうで活躍していただくということもあるかと思しますので、そういった広い視点を持って官民でお互いのノウハウを共有していただければと思っております。

それから、特に「平成」や「令和」の書も含めて、どういうものを公文書と言うのかというところですが、具体例で申し上げますと、先ほどの「令和」の書に関しましては、公文書管理法上の行政文書の定義と申しますのが、行政機関が職務上作成をし、職務上使用し、組織として保存しているということで、要は、仕事で使うために作って、組織で持っているというのが大まかな定義です。

「令和」の書につきましては、新しい「令和」という元号を広報の一環として、テレビ等を通じて皆さんに非常に認知していただくということが第一義の目的でございまして、元号というのは現在政府が政令で決めますので、新しい元号を国民の皆様により親しんでいただく、ある意味、広報の一環として作成したという位置づけだと思っております。そういう理解のもとに、行政文書として、作成者たる内閣府が、現在は行政文書として保存しているということで、保存期間が満了すれば国立公文書館に移管するということとなります。

ただ、若干補足しますと、「令和」の書については、今年の4月1日に使ったものから、ルール上、作成した翌年度の4月1日から保存するというルールになっていますので、現在は保存期間に入る、さらに前段階として保存していて、来年の4月1日から正式な保存段階に入って、その後、最低1年間保存してから移管ということになりますので、何年間保存するか、現段階では決めてございませんけれども、最短で再来年の3月31日までは保存しなければならないとなっております。

あの「令和」に関してはそういうことで、そもそも目的が行政としての目的で作ったということございまして、個別の美術品でありますとかそういうものは、今私が申し上げたような条件に仮に合致すれば、行政文書として扱われるという可能性はあるかもしれませんが、一般に、本当に民間の方がお書きになって、美術品として使っているとかそういうことであれば、成り立ちとして行政文書のカテゴリーに入らないので、そこは行政文書、いわゆる公文書として扱うということにはならないと考えます。あくまでも行政が職務上作ったもので、組織として持っているものというのが当てはまるということになっています。

○田辺座長 わかりました、何となく。

○山口国立公文書館次長 あと1点、職務基準書の関係なのですが、これは実は2年前から国立公文書館の中でアーキビストの職務基準に関する検討会議として有識者の方6名に集まっていたいて、その中には、大学の教員、民間で資料を扱っている方々の代表者も入って検討いただいたものです。その検討の中では、やはり広く民間にも使えるものにすべき等の意見はあったのですが、一方で、国立公文書館がとりまとめるということもあって、一義的には、やはり行政機関が作成する文書を対象としました。ただし、内容として

は、アーキビストと称する文書管理の専門家にも官民で共通する部分があるので、この職務基準書は適宜参考に使ってくださいと、そういう言い方でお願いをしております。

今後はやはり、図書館に司書がいたり、博物館に学芸員がいる中で、公文書館にも専門家がいて、適切に管理すべきだということでアーキビストの公的認証に向けて少しでも進めていこうというのが、現在の状況でございます。

以上でございます。

○田辺座長 わかりました。ありがとうございます。ほか、御意見等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

では、質疑でいろいろお答えいただいた点もございますけれども、ほかに特にこの評定に関して上げろ下げろという意見はなかったと承っておりますので、国立公文書館の平成30年度業務実績の評価案については、この原案どおりということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○田辺座長 ありがとうございます。それでは、その方向で決めさせていただきます。

では、どうもありがとうございました。

(公文書管理課・国立公文書館退席、北方領土対策本部・北方領土問題対策協会着席)

○田辺座長 それでは、続きまして、北方領土問題対策協会について審議のほうに入ってまいりたいと思います。

矢作北方対策本部参事官のほうより、御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○矢作北方対策本部参事官 北方対策本部の参事官を務めております矢作と申します。本日はよろしく願いいたします。

北方領土問題対策協会でございますけれども、中期目標管理法人ということで、中期目標においても、まず粘り強い外交交渉を後押しするために国民世論の結集が不可欠であるというような観点から、この北方領土問題対策協会におきましては、国民世論の啓発、あるいは四島交流事業、さらには元島民の援護、それから、北方地域旧漁業権者等への融資などの業務を政策実施機関として具体的に事業に取り組み、そして北方領土問題の解決の促進を図っていく、そういった使命を帯びているものでございます。

この観点からさまざまな業務を行ってございまして、現在、中期目標としては、平成30年度から5年間ということで、まさにこの平成30年度というのはこの中期目標期間の初年度に当たるということで、そういったところから、それぞれの設定された目標の達成状況でありますとか、さらにはそういった中期目標等に照らしてどういった課題が見られたのか、そういった点を指摘させていただいておるところでございます。

まず1つ目でございますけれども、(1)として「国民世論の啓発」という一つの業務ですけれども、これにつきましては、全体としては所期の目標を達成しているという評価

として、評価書案ではBとしております。具体的には、例えば県民大会等における若年層参加率というのは向上しておりますけれども、他方で初参加の割合が若干低下している、こういったところが見られるところがございます。

それからまた、中期目標、中期計画におきましては、初年度において国民一般の北方領土問題に対する関心度、理解度、運動への参加意欲やそれらへの協会事業の寄与度などを測定するための調査を実施して、どういったものが適切な指標として考えられるのかということを考えるための調査を行うことになってございますので、この調査を30年度に行いましたので、さらに今後の協会の業務の不断の見直しにもつなげていけるようにということで、効果的な調査手法、それから、内容の分析を引き続き行う必要があるといった課題を指摘させていただいているところがございます。

それから、②のところでございますけれども、ここは青少年や教育関係者に対する啓発を実施するというところで、元島民等が高齢化等に伴って、だんだんまた数も減少しつつあるという状況の中で、全国の青少年がこういった北方領土問題についての関心を高めていただけるようにということで取組をしているところがございます。これにつきましては、所期の目標を達成しているということで、評価書案ではBとしております。

個別には、例えばですけれども、学習教材集のダウンロード数、これを前年度に比べてふやすといったような数値目標を掲げてございます。これにつきましては、前年度比に対しては増という形になっておりますので、全体としては目標を達成しているかということで、今後は学習指導要領の改訂が、特に中学、高校においては平成29、30年に改訂されておりまして、領土問題についても学習の中で触れるようにということが書かれてございますので、こういった機会をとらまえて、指導方法を研究・実践、さらに拡大していくことが課題であるということで指摘させていただいているところがございます。

それから、③ですけれども、国民一般に対して情報発信をするということで、これにつきましても、全体としては所期の目標を達成しているということでBとしてございます。

これにつきましては個別に見ていきますと、例えば情報発信の数につきましては増加しておりますけれども、一方で、SNS等の読者数につきましては、目標の10%増という達成には至らなかったといったところがございます。全体としてこういった評価にしてございます。

実際、読者数や反応数をどうやってふやしていくのかといったことについて、現在、協会のほうで検討・分析を引き続き行っておりますので、こういった結果に基づいて、さらに一層情報発信の強化というものが期待されるところでございます。

続きまして(2)でございますけれども、「北方四島との交流事業」でございます。この交流事業につきましては、基本的には、もろもろの情勢の変化にきちんと対応しながら、機動的かつ適切に対応するということがまずもって一番の大事な業務でございまして、この観点から申し上げますと、天候の要因等によって訪問が中止になったことはございますけれども、それ以外につきましては予定どおり実施したということで、大きな事故等もな

かったということがございますので、全体として所期の目標を達成しているということで、全体としてBにしてございます。

さらに、平成30年度、今回の中期目標からは、まさに事業に参加している方々からの情報発信等を行うということで目標を掲げてございまして、この観点からいきますと、定量的な目標達成したのは、3つほどある船の事業の中で、交流事業の中で1つであったということで、全体としてこういった評価にしてございますが、他方で、例えば著名な作家に参加していただいて情報発信していただいたということも行っておりますので、そういった評価できる部分もあるということでございます。

またさらに、令和元年度からは、「えとぴりか」というのは交流船ですけれども、ここに船内のWi-Fiを設置したところで、このWi-Fiを用いてリアルタイムに発信できる環境を整えましたので、これらを活用して、今後さらに情報発信量を増大していくための取組を行われることが期待されるところでございます。

またさらに、事業に参加した方々が、その後事後活動を発信するための仕組みを本格実施するということが、中期目標の中で第4年度に実施するということがうたわれておりますので、これに向けた検討を加速化するというところも期待しているところでございます。

それから、(3)ですけれども、「北方領土問題等に関する調査研究」ということで、これにつきまして、関心の高いテーマを選んでいただいて、さらに、この中期目標期間の3年度までの間に実際この調査研究結果を利活用している方からの評価をどういった形でやるのかということも検討することにしてございますので、これらを踏まえたところ、今回の評価としては、所期の目標を達成しているということで、全体としてBにしてございまして、先ほど申し上げた利活用している方々の評価、フィードバックをどうやっているのかということについて検討をさらに進めていくという課題を書かせていただいているところでございます。

(4)の「元島民の援護」のところですが、これにつきまして、全体として所期の目標を達成しているということで、また航空機による特別参訪というのが2年前から行われておりますけれども、平成30年度は初めて四島の島内で民間の宿泊施設を利用したということで、こういった初めてのケースに対しても柔軟に対応して遂行することができたということで、全体としてこういった評価にしてございます。

それから、(5)旧漁業権者等に対する融資事業ということで、これにつきましてもさまざまな数値目標、融資相談件数を一定数以上であるとか、あるいは融資説明・相談会を一定以上といった数値目標を掲げてございますけれども、所期の目標を達成しているということで、全体の評価としてBとしてございます。

また、平成30年に法改正がございまして、一定の要件を満たす方々についてさらに融資対象が拡大されておりましたので、そういった法改正の内容も踏まえまして、例えば介護施設入居費等の資金を融資メニューに加えるといった融資メニューの見直しも行われているということで、全体としてこういった評価をしているところでございます。



以上が業務の内容、それから質の向上の事項についての御説明で、以下は業務運営の効率化に関する事項ということで、こちらについて、細かい説明はちょっと省きますけれども、全体としてBということで、例えば一般競争入札の実施につきまして、真にやむを得ないもの以外のものについて、引き続き、一者応札・一者応募を極力発生しないような努力をしていただきたいというコメントをつけさせていただいているほかは、業務運営の効率化、さらに財務内容の改善、それから、その他事項ということで借入金に関する事等々につきまして、所期の目標を達成しているということで、トータルといたしまして、最後の総合評定のところでございますけれども、全体として、中期目標における所期の目標を達成していると認められます。

特に先ほど申し上げたような航空機特別墓参について柔軟な対応を行った、あるいは旧漁業権者等への低利融資について、その融資メニューの見直しを行ったと、そういった改善は見られるところがございますが、他方で、国民世論の啓発については、なかなか数値として如実にあらわれにくいところもあるわけですけれども、一部定量的目標値を達成できないといったところもありますけれども、こういったものについて実際初年度の達成状況を踏まえた検討・分析も行われているところですので、引き続きこういったものを行っていただきたいということも含めまして、全体評価としてBとしているところがございます。

非常に雑駁ではございますが、御説明は以上のとおりでございます。

○田辺座長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

○石川委員 2点ございます。まず1点目ですが、1番の若年層の初参加割合は低下されているということで分析されているのだと思います。そこで、この若年層のターゲットとなっている年齢層はどのような年齢層なのか。下の青少年と書かれてあるのは、多分、中学校と高校生のことを指していて、若年層というのはどの辺の層のことを対象とされているのか。例えば、お子さんというか、家族連れだったりとかの若年層なのかとかということ。また、既に初参加割合は低下されているということですので、何らかの手だてをしなければいけないということをお考えだろうと思います。どのような策を考えられているのかということについて教えてください。

また、2点目ですけれども、元島民の援護ということで、実施された回数はわかったのですけれども、先ほど、高齢化されているということで、大体1回当たりどれぐらいの方が参加される状況になっているのかということ伺いたしたいと思います。多分、減っておられるのだろうなということをイメージしているのですけれども、お願いします。

○矢作北方対策本部参事官 全体としてお答えした後に、ちょっと協会のほうからコメントをお願いします。

若年層の参加割合ということで、この若年層というのは結構幅がありますけれども、また、それぞれ各都道府県で実施しているところですので、要因等についてはそれぞれのと

ころでまた違うと思いますが、年齢層は別に必ずしもお子さんだけでなく、若い人ということで、20代とかそういった人たちの若い人も含めて参加をふやしたいということでこういった数値目標を掲げてございます。

こういった人たちの参加しやすい環境をどうやってつくっていくのかということで、現時点でこういったことをやればふえていくのか。今時点でも多少ふえてはおるのですけれども、やはり仲間が参加していくであるとか、あるいはもうちょっと広報啓発をすることか、そういったことが必要なかと思いますが、具体的なことは協会のほうからお答えしたいと思います。

それから、元島民の援護につきましても、1回当たり、例えば交流会、研修会、こういったことをやっています。これも会によってかなりまちまちだと思いますし、少人数、余り多くないものもあればある程度の規模のものもあろうかと思いますが、できるだけ多くの人が参加できるそういった会を行っていく、それに対して我々が支援していくことが必要かなと思います。

済みません。全体的なことはそうですけれども、個別のことは協会のほうからお願いします。

○鶴田北方領土問題対策協会総務課長 一応捉え方としては、定義が明確に決まっているというのが世間的にあるかどうかは不明ですけれども、私どもとしては、若年層ということになりますと10代から30代。要するに、学生から40歳以下を若年層という捉え方をしています。必ずしも正しいかどうかはあれですけれども、我々はそういう捉え方をしている。

これらの人たちが参加しやすい環境をつくる方策としては、いろんな方策があるかとは思いますが、まず1つとしては、SNSを使った形での広報、事業の周知というのでしょうか、そういったものが必要になってくるなという考え方をしております。

それから、ジョイントというのでしょうか、便乗型というのでしょうか、そういう人たちが家族とかで若い人たちが地域のイベント、お祭りとかに来たときに、1スペースで北方領土の啓発をやるということ。引き続き、着ぐるみを使った、エリカちゃんを中心として引きつけるようなものをしていって、あっ、着ぐるみだ、あっ、北方領土だとパネルに行くとか、そのような展開になればという形で、もうちょっとそれがうまく流れるような形にしないといけないなということを検討しているということでございます。

それから、援護の観点で、参加者ということですが、幾つかの事業がございます。石川委員がおっしゃっているのは自由訪問ですね。

○石川委員 そうですね。7回行われたという、あとは航空機の特別墓参というのが書かれてあるので、参加状況がどうなのかなと。相当にご年配の方々ですね。

○鶴田北方領土問題対策協会総務課長 これにつきましては、はっきり申し上げると一概に比較はできないというのがお答えになります。それはなぜかという、訪問する場所が違うということになります。毎年毎年同じ場所に行くのであるならば、その参加者の流れというのはわかると思いますけれども、例えば国後島のある場所に今年行って、また

来年行くかというところというわけではないものですから、一概に比較はできないかとは思いますが、30年度で申し上げますと、定員が65人、その中に10人ほどの管理要員を考えております。そうなりますと、55人が元島民の関係者になりますけれども、それでいくと大体60人から40人の間で各回行っております。

いずれにしても、高齢者が多いということで、政府のほうも配慮いただきまして、元島民のみならず、二世、三世、それにその配偶者、安心して行けるような環境づくりをしていただいているのが現状です。

○石川委員 2世代とか3世代で行っても大丈夫という。

○鶴田北方領土問題対策協会総務課長 はい、そういう枠組みにさせていただいております。かつ、毎回、医師、それに看護師も同行者として行くような配慮を政府のほうにはさせていただいております。

○矢作北方対策本部参事官 済みません。私、先ほど研修等のほうをお答えしたのですが、自由訪問のほうを若干補足いたしますと、今、課長から申し上げたように、1回65人の中で、管理要員以外で五十数名ということですが、その中には元島民と、それから要件としては、元島民の同行する人ということで、そのお子さん、それからお孫さんという形で行っていただくことが可能になっておりまして、そこは同行者でないと行けないという制度に今なっています。これはロシア側との関係でそのようになっているのですけれども、若い人たちにも参加できるような、そういう形で今参加してもらっております。

それから航空機のほうも、これもキャパシティの問題がありますので、1回60人前後ということで参加する形になっていまして、これも墓参ですので、元島民の方だけでなく、そのお子さんやお孫さんも参加できるようにということで、やはり自分たちの祖先が住んでいた場所とかを、あるいはお墓の場所を知らせたいということでお孫さんを連れて参加する方も結構いらっしゃるというのが現状です。

○石川委員 わかりました。ありがとうございます。例えばですけども、さきほどの若年層とかで、もっと関心を持たせるということと言うと、今だと家族でなければだめですよ。墓参とかは。

○矢作北方対策本部参事官 自由訪問はそういう形になっています。

○石川委員 わかりました。例えばそういう方たち、熱い思いのある方を選んで、現実を見ていただくというような方策もあるのではと思ったのですけれども、実際には厳しいですよ。

○矢作北方対策本部参事官 現在は、例えばスピーチコンテストとかそういうのを実際行って、その優勝者とかを例えば東京に招いて、総理や担当大臣に会っていただいたりとかいうのをしていますし、それから、その方自身はまだ若いので、中学生とかですが、ある程度大きくなったときに実際に船に参加してもらったりとか、そのようなことは継続的に取り組むようにはしているところでございます。

○石川委員 ありがとうございます。

○鶴田北方領土問題対策協会総務課長 援護の観点でいう自由訪問というのは、対象があくまでも元島民とその家族とかになります。ビザなし交流のほうには、今、参事官が言ったような方を連れて行って、全てが一過性で終わらないように工夫はしているつもりです。

○石川委員 ありがとうございます。

○田辺座長 いかがでしょうか。

○大隈委員 ちょっと3点ほど教えていただきたいのですが、前から北対協さんにかかわっていて、啓発が本当に大変というのは見てきていると思うのですが、当年度で言いますと、ちょっと定量的なもので言いますと、例えば一番上の①のところで初参加者割合はちょっと低下して、また、その③のところでも読者数というのはちょっと達成できなかったということがあるかと思うのですが、今、理事長さんがかわれて、元メディアの方ということで、かなり情報発信とかそういうところにも力を入れられたのかなあと思うのですが、何か今ちょっと取組で変わっているようなところがあったら、それをちょっと教えていただければと思います。

2点目が、今回、融資メニューを従来からちょっと見直しということで実際に見直しをされて、介護施設入居費等の資金の融資メニューの追加ということですが、これは実際に具体的にどんな感じで反響があったのかということをお教えいただきたいと思えます。

そして最後に3つ目が、一般競争入札の一者応札で3件ということですが、これは何か、仕様書を変えれば変わるものなのか、それとも随契に近いようなものであるからこうなるのかという内容を教えていただきたいのと、その下に随契審査委員会と契約監視委員会とあるのですが、これはもともと別のものなのか、同じもので両方検討するものなのか、ちょっとそちらの契約の関係の仕組みをお教えいただければと思います。お願いいたします。

○矢作北方対策本部参事官 私のほうからお答えできる範囲で、例えば啓発について初参加についての数が減っているということで、実際このあたりは発信すればそのまま読者数がふえるとか、あるいは初参加がふえるという形でも必ずしもないというのと、あとは、実際継続して参加いただいている方もやはりいらっしゃるんで、あくまでここは、同じ人たちがずっと、決まった人たちで行くのはよくないですよという形で決めているところもあるので、例えば若い人が次の年も参加したいとかいうことであれば、それ自体はいいことではあるので、その辺をどう見るかということにはなりますので、その辺細かい分析は要るのかなとは思いますが、できるだけそういった数値が向上するように、読者がふえるようにということだと、SNSの発信の仕方とかもどういう形がさらにいいのかはちょっとまた、我々も、インフルエンサーに船に乗っていただいたり、そういう形で協力できることをやっていくということはおっしゃるけれども、どういった工夫がほかにあるのかについてはまた今後検討していきたいと思っております。

それから、融資メニューにつきましては、まさに介護をしている方も融資を受けられるようにということに制度が変わったので、そういったことを踏まえて、介護施設の入居費などの融資メニューも加えたということですが、実際の反響のところはまた協会のほうからお答えしたいと思います。

それから、3点目の一者応札のところにつきましては、随意契約審査委員会等、これは協会の中に置かれている委員会ですので、これについては協会のほうからちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

○鶴田北方領土問題対策協会総務課長 私の方から、御質問の中で、返還運動参加者の若年層が低下した、割合が減ったということでございます。数字的には若干、県民大会等に若者が来る、若年層が来るということが減っております。今後、夏休みとか若年層の来やすい環境に大会をするとか、そういったことを今考えて、各県の県民会議に依頼しているところです。

それから、読者数のところも、達成していない部分あるのですけれども、これは引き続き、プロジェクトチームをつくって、理事長がリーダーシップをとってやっているところでございます。それから、元年度、予算要求させていただいて、ホームページも含めてリニューアルするべく、予算措置も内閣府さんのほうの協力を得て予算を頂戴しておりますので、今年度中にはまたつくりかえながら、活発にアピールしていきたいと考えております。

それから、融資メニューの関係ですけれども、この4月から動き出しているところでございます。これらにつきましては、前中期目標期間5年間において、法対象者、融資可能な人から、いろいろな調査というか、事情聴取等を行った上で、やはり世代が変わっております。元島民の方は介護が必要な世代になってきております。そのために、当初のあくまでも法の趣旨に沿った形で改正した上でメニューを考えるということになりますと、メニューも一義的には法対象者のために要する経費を考えておりますので、介護ということで、徐々に反応は出てきてはいるのですけれども、まず初年度というところで、我々としてはそれは有効に活用できるような周知を徹底的に図っていくというふうには考えております。

それから、一者応札の関係でございます。まず、一者応札でございますけれども、大変申しわけない、一者応札3件ございました。1つはロシア語通訳の関係、それからあと、北方領土の国民世論の調査の関係、それから会計監査法人の関係ですけれども、この3件が一者応札ということになっております。

この3件につきましては、通訳の関係については、一定の時期に一定の人数をキープするということで、非常に難しい部分。それから、特殊な地域での通訳業務になりますので、ロシア語がしゃべられるだけではちょっとなじまない部分があります。何度か御説明しているのですけれども、2つの地名を持っている場所で、例えば国後島でしたら、古釜布（フルカマップ）と元島民の方は言うのですけれども、それをロシア語通訳が古釜布と

言ったらロシア人に通じないのです。古釜布というのをユジノクリリスクというふうに訳せるかどうかというのは経験がないとできない。多分、東京だったら東京と言えば通じると思いますが、そういう難しさがあるということもあって、経験も一義的に考えるということがあって、一者応札になってしまったというのがあります。これにつきましては工夫をしながら、もちろん、公告期間を十分とった上で、準備期間も十分とった上での入札、公示をやっておりますけれども、結果的にそうなったと。

それから、国民世論の調査の関係は一者応札になりましたけれども、これは単年度のもので、大変申しわけない。この5年間で、あと2回やる予定になっております。最初の産みの苦しみというのがちょっとございまして、5年に1回やります内閣府さんの世論調査の結果を踏まえながら、調査項目等も、定点調査するという目的があったので、項目を選ぶのにちょっと時間がかかったというものもあります。それから、アンケート調査の結果等も分析するよという、我々がやったアンケート調査の分析もちょっとジョイントさせたものですから、作業量が多くなった。これも十分反省しておるところでございます。

それから、会計監査人につきましては、かなり会計士不足というのがあって、当協会の場合はそれを入札するので、利益率が低いようなのです。ということでなかなか難しいというのが、説明書をとりにきたけれども入札に参加しなかった者に、全部ヒアリングしているのですけれども、そういうことを言われました。

あと、随契の審査委員会については内部であって、内部で随契にするものに対して内部で検討する。契約監視委員会は外部有識者を入れた中で、北対協の契約全体が適正に行われているかどうかを審査するという。それから、調達等合理化計画というのがあるので、その審査もお願いしているというものでございます。

○大隈委員 ありがとうございます。

○田辺座長 私のほうからも3点ほど質問でございます。

1つは、これはすごく嫌らしいことを言えば、B評価をA評価にするときというのは、重要度と難易度を設定して、これをきちっとやればBでもAに上がるという、たしか評価基準になっていると思うのですけれども、重要度とか難易度、全然設定していないのはなぜなのだろうなということが1点目でございます。

それから2点目は、ここのIの(2)の交流事業のところですが、Wi-Fiを設定してリアルタイムに発信ということですが、ただ、別に言論統制にくみするわけでもないですけれども、リアルで発信するって、何を発信されるかわからないので、物すごくリスクーな感じはしないでもないのですが、そこら辺の対応とは言いませんけれども、言論の自由に下手にさお差すともっと難しいことになる可能性はあるのですけれども、何か対応というか、あれがおありでしょうか。この事案ではないですけれども、国会議員さんがど派手にやってくれたので、あんなの、中でやられたらたまったものじゃないなという感じはするのですが、ここら辺、何かお考えがというのが2点目です。

それからラストは、3番目で、短期借入金のところ、つなぎで3億2000万の借り入れ

というのをやっておりますけれども、これは例年どのぐらい、短期の借り入れというのありましたでしょうか。私、余り記憶にないので、それと比べて、この3億2000万というのはどんな数字なのかというのをお教えいただければと思います。

以上3点ほどでございます。

○矢作北方対策本部参事官 まず1点目の重要度、難易度の設定ですけれども、なかなかここは難しいところなのですけれども、確かに重要度という点でいくと、いずれも、主に啓発、交流、それから援護と三本柱ですので、それぞれが重要であるということと、それから難易度からいくと、実は数値目標のところはなかなか、実際にそれを行ったから即座にそのまま出るというものでも必ずしもないところがあって、そうなってくると、この難易度というところの設定の仕方もなかなか難しいのかなというところもあり、大きな柱としては、重要度、難易度それぞれごとにやはり特色があって、重要でもあるということ考えていますので、そういう意味で、濃淡をなかなかつけづらいというのが現実なのかなとは思っています。これは実際それぞれの、特に今申し上げた啓発、交流、それから援護というのはまさに法律に基づいてこれをやるようにという形に設定されていますので、そういう意味で、重要度はそれぞれに高いということで、難易度も、元島民の方、それから後継者をさらにという形で、ちょっと性質の違う業務をやっているというところもあるので、できるだけそういうことができるようにとは思っているのですが、現時点で、現状、設定がなかなか難しいというのが率直なところでございます。

それから、Wi-Fiでの発信なのですけれども、これは帰ってきてから発信してもらうというのがあるのですが、リアルに発信してもらうという意味でWi-Fiを設置しているということで、あとは、この交流事業自体はまさに国の事業として行っているので、相手側を刺激するような話、あるいは日本の国益に反するようなことは発信しないようにしてくれということで、それは事前にきちんと注意をした上で、別に我々がチェックしているわけではないですけれども、きちんとそこはお伝えした上で発信してもらっておりまして、実際に今ここで島が見えているだとか、それはまた映像、画像も撮れますので、そういったところを発信してもらうような形で、注意事項をきちんと伝えた上で発信してもらっているというのが現状です。

短期借り入れについては、済みません、過去の例ということもありますので、ちょっとその辺を踏まえて協会のほうからお答えいただければと思います。

○鶴田北方領土問題対策協会総務課長 短期借入金につきましては、一般勘定に今実績はございません。それは、一般勘定、東京の場合は国の運営費交付金、ほぼ10分の10でやっておりますので、内閣府さんのほうから定期的に四半期ごとに運営費交付金を入金いただいているというものでございます。

貸し付けについては、相手あつての要素があるので、つなぎ資金として短期借入金をしておりますけれども、当該年度の借入金が3億2000万借り入れておりまして、29年度、4億500万の短期借入金の実績がございました。これは期中のつなぎ資金で要必要額を借り入

れるというものでございます。

当初、14億で予定しているのは、北対協の貸付枠全体が年間14億ということになっておりますので、14億という設定をしております。期中において必要になったときに、その範囲内で借りると。最近、10億を切るような貸し付け実績になっておりますので、需要が伸びて、前半に集中したりすると、短期借入金の額はどんどん上がってくると思います。それから、借り入れ者、対象者の過去に借りた返済期日との絡みもあって、非常に水もの的な要素もありますけれども、全体的には、14億の貸し付け枠の中で、今現状では7億、6億という実績になっておりますので、その分借りないで、少ない額で推移していると。需要がどんどんふえていくと短期借入金もふえていく。これは年度内に全部消化するものです。

○田辺座長 わかりました。ありがとうございます。ほか、何か意見等ございますか。

よろしゅうございますか。

では、御説明いただいて、かつ、すべからくB評価という、何というか、もっと厳しい評価をとか、もっと上げろとか、なかなか言えないような、全部標準のところをつけておりますので、この評価で特に問題はないということによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○田辺座長 では、こちらの北方領土対策協会の平成30年度業務実績の評価案については、特に修正なしということで結論を得たいと思います。

以上でございます。

最後に、事務局のほうから今後の予定等についての御説明のほうをお願いいたします。

○山岸補佐 今後のスケジュールについて御説明させていただきます。資料3のほう、タブレット端末のほうに表示されておりますのでごらんください。共有ボタンを押しますと出てきます。

まず1番の業績評価についてでございます。本日8月5日、この有識者懇談会におきまして評価については御検討いただいたので、本懇談会を踏まえて、8月中旬から下旬にかけて内閣府で内部手続を行います。具体的には決済等でございますが、これを進めてまいりたいと思います。

手続を経た後、8月下旬に独立行政法人通則法に基づき、法人に対して評価の結果を通知するとともに公表いたします。これとほぼ同じタイミングで、独立行政法人の評価に関する指針に基づいて、総務省の独立行政法人評価委員会へ8月下旬から9月上旬にかけて参考通知を行います。

次に、2番目の目標に関してでございます。目標に関しては、次回の有識者懇談会において、国立公文書館の令和2年度の目標案を御意見いただく予定としております。この有識者懇談会の開催についてでございますが、来年の1月ごろを考えております。日付につきましては、あらかじめ先生方の御予定、御都合をお伺いしまして調整してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。



以上です。

○田辺座長 ありがとうございます。ただいまの予定に関する説明について、何か御質問等ございますか。

よろしいですか。

では、ないようでございますので、以上で全体の審議を終了したいと思います。

では、事務局に一応返せと書いてあるので、お返しいたします。

○笹川課長 田辺座長、ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の懇談会を終了したいと思います。ありがとうございます。